



平成19年（2007年）10月9日

札幌市長 上田 文雄 様

札幌市男女共同参画審議会

会長 祖母井 里重子

平成18年度における男女共同参画の推進に関する施策の
実施状況に係る意見書

札幌市男女共同参画推進条例第20条第2項第2号に基づき、平成18年度における男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について調査審議した結果、札幌市男女共同参画審議会として以下のとおり意見する。

記

1 男女共同参画さっぽろプラン（第2次）の進行管理について

総花的な計画管理に陥らず、市が中心的な役割を担い直接的な成果を得られる課題と、社会環境や人々の意識に起因し、市としては間接的な関与に限定される課題とに整理し、市の責務を明確にした上で、具体的な施策に取り組むべきである。

また、年次報告書の作成に当たっては、施策と成果の関連性を明示し、計画の進捗状況についてより分かりやすく市民に伝えること。

2 基本施策について

(1) 「市民及び民間の団体等に対する広報・啓発活動の充実（基本目標Ⅰ-基本的方向2-基本施策1）」について

高齢者、特に地域社会における住民活動の場で主導的役割を担う町内会役員等に対し、男女共同参画に関する情報及び学習機会を積極的に提供すること。

(2) 「男女が共に子育てができる施設や制度の充実（基本目標Ⅰ-基本的方向3-基本施策2）」について

保育所の整備など量的な拡充とともに、子どもをより安心して委ねられるよう、保育所で働く人々の待遇や運営体制も含め、質的な向上を引き続き図ること。

(3) 「女性の就業機会の拡大（基本目標Ⅱ-基本的方向1-基本施策2）」について

ア 働く女性を応援する社会意識の醸成を図るとともに、個々の状況で異なるニーズを踏まえ、具体的できめ細かな支援体制を検討すること。

イ 女性の労働問題に関する既存の専門機関に関する情報提供を拡充し、相談しやすい環境を整備すること。

(4) 「夫・パートナーからの女性への暴力の防止と被害女性への支援」（基本目標Ⅲ-基本的方向1-基本施策2）」について

ア 被害者の保護及び支援に加え、その子どもについても、就学環境の確保など必要な支援を進めること。

イ 札幌市配偶者暴力相談センターについて、被害者の状況に応じた臨機応変で機動的な支援を可能とする体制について検討すること。